

〔13番 籠山恵美子 登壇〕

○13番（籠山恵美子）

おはようございます。もうお昼時期になったかもしれません。私の個人的な花粉症が今朝から始まりましてもうひどいの何の、見苦しい場面があるかもしれませんのでどうぞお許してください。

早速お許しをいただきましたので、1つ目の質問に入ります。まず、市の地域防災計画の在り方を聞きたいと思います。

今年元日の能登半島地震による影響や教訓など、先日、市の説明には合点のいくところもあり、疑問の湧くところもありまして、やはり本格的な見直しの論議はこれからであると実感しております。飛騨市の自然災害は、これまで水害と雪害の繰り返しの歴史でありました。市の地域防災計画には、過去の災害記録が大正元年から平成30年まで細かく載っておりますが、ここに地震災害の記録は一切ありません。それほど地震とは縁のない地域だったのでしょうか。よって、防災計画も地震災害については、ほぼ一般的な地震対策が示されているのみと思っています。しかも、被害想定ははるか太平洋側の南海トラフ巨大地震によるものとなったまま、長年見直されてきませんでした。ところが、現実には飛騨市から230キロメートルしか離れていない日本海で大地震は起きてしまったのです。当然早急に防災計画は見直されるべきではないでしょうか。そこで伺います。

まず1つ目に、想定される甚大な避難者、犠牲者被害に対応する市の対策とは何でしょうか。先日の説明会では「受援計画」ということが書いてありましたが、その受援計画頼みでしょうか。伺います。

2つ目に、道路の寸断に対応する緊急避難網、輸送網の確保計画はあるでしょうか。

3つ目に、ちょっと字を間違えまして訂正します。「一次」は「一時」に書き換えます。そして「二次」ではなく「指定」ですね。一時避難所はもちろん、指定避難所の設備拡充は今後予定されているのでしょうか、伺います。

4つ目に、地域の高齢化や過疎化といった社会情勢の変化を反映する防災計画となっているのでしょうか。これちょっと抽象的ですけども、特に平成の大合併によって高齢化、過疎化が進んでいる周辺部、ここは本当に災害に弱くなっています。市の職員でさえ少ない。その職員でさえ被災してすぐに対応できないこともあるでしょう。どのように被災者救援に当たるのか、この防災計画もお聞きしたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔危機管理監 高見友康 登壇〕

□危機管理監（高見友康）

それでは、地域防災計画について通しで答弁いたします。

まず、飛騨市の地域防災計画の作成ポリシーですが、ご説明いたします。

飛騨市で最も発生の蓋然性が高く、何度も被害を受けている洪水、土砂災害への対応に焦点を置いて作成しています。同時に、国の地震委員会による長期評価において、今後300年以内に発生する確率はほぼゼロ%と言われているものの、一度発生したら飛騨市に甚大な被害をもたらすと

想定される跡津川断層地震への対応について考慮し、それらのバランスを取る形で作成をしています。

仮に飛騨市での被害想定が最大とされる跡津川断層地震対応では、孤立地域の発生を前提として個人と区・市の備蓄品により1週間程度自活できる備蓄品の整備、空中からの救援を受けるためのヘリポートの整備、270名と想定される死者の同時発生に備えた遺体安置所の確保、2,500人に及ぶと見積られる負傷者救助のためのDMAT及び自衛隊の災害派遣要請の要求、1万2,000人余りの避難者は高山市、下呂市等への広域避難をするよう計画をしています。

いずれにおいても、市の地域防災計画の審議において県及び関係機関代表を防災委員としてお招きして、ご意見をいただいて計画を作成するとともに、定期的な担当者間の調整や訓練を実施して、実効性を確保しております。

続きまして、2番目の輸送網等についてです。

まず、緊急避難網という用語ですが、国及び県の防災計画や防災用語に規定はありませんので、飛騨市地域防災計画に記載はありません。

緊急輸送網としては、県庁所在地と飛騨市中心部の緊急輸送を担う第1次緊急輸送道路として国道41号を、第1次緊急輸送道路と各防災拠点を接続する地域内の緊急輸送を担う第2次緊急輸送道路として国道360号及び国道471号と全ての県道を、それぞれ県との調整により指定をしています。

また、道路の寸断等に対しては市内に存在する357か所の市道橋梁のうち、孤立化防止、緊急輸送路確保、避難所へのアクセス、ライフライン確保などの観点から、耐震化する橋梁を43か所を選定し、令和13年までに12橋を目標に順次耐震化を進めているところです。

続きまして、避難所の設備拡充についてお答えします。

先ほど議員から訂正がありました。一時避難、2次避難についての相互の認識をもう一度確認したいと思います。飛騨市地域防災計画では、一時避難所として各区・自治会等の公民館や集会所等を一時避難所、小中学校等市の施設を指定避難所に指定し、これを2次避難所としています。

住民の避難に際しては、まず区等の一時避難所に避難して区長等の掌握下に入り、そこが危険になった場合に、区長等の引率により市の指定避難所に避難するようにしています。飛騨市の地域防災計画では、これを2次避難としています。このような区分において、一時避難所は各区等が所有・管理しているため、その整備状況は様々であり、一概に申し上げることはできません。

次に、2次避難所ですが、市の2次避難所に当たる指定避難所の能力を超える部分は、広域避難として高山市、下呂市等に県の統制で避難する計画になっております。また、避難の長期化に備えて、発災3日を目途として、市内での宿泊施設を避難所として提供する協定を締結した施設に収容する計画を定めています。以上の理由から、市の2次避難所に当たる小中学校等々の市指定避難所設備を拡充する計画は現在のところありません。

最後に、社会情勢変化の反映についてお答えします。

今回の能登半島地震を教訓として、飛騨市地域防災計画とこれに基づく防災体制について点検した結果、大きな修正等の必要がないことを確認しました。

一方で、防災計画等の文面で確認できないような能登半島地震被災自治体で起きている高齢化

が及ぼす影響については、飛騨市としても大きく2つの課題があると認識しています。1つは実際の避難行動への影響であり、もう1つは避難所運営の2点です。

まず避難行動においては、高齢者等が自力で避難所にたどり着けないという状況が起きています。この対策として、災害時の避難行動要支援者名簿に基づき一人ひとりの個別の避難計画を作成して、区役員や民生委員、児童委員等が共有するとともに「近隣見守りネットワーク」という組織を構成して、地域で声かけ、安否確認などの住民同士の支え合い、防災士会との協力を進めています。今後は、福祉専門職の方々に協力いただき、それぞれのプランをより実効性のあるものにしていく必要があります。

次に、避難所の運営ですが、御存じのとおり避難所の運営は避難者自身が避難所運営委員会を組織し、それぞれが役割分担して運営することになっております。ところが、能登半島の避難所に派遣した職員からの報告では、年老いた両親を避難所に入れ、自分たちは車中泊により別居生活をして家族の面倒を見ない。このため、避難所にいるのは高齢者ばかりで、自主的な避難所の運営ができなくなっているということでした。これは防災や避難以前の家族関係、人間関係の根深い問題であります。市としては今年度から避難所運営協力防災士制度を創設し、現在では35名の協力防災士が登録され活動しています。この方々が避難所運営に不可欠な避難所運営委員会の中心的な存在となるよう期待しているところです。

〔危機管理監 高見友康 着席〕

○13番（籠山恵美子）

1つ目は大体、今説明いただきました。

2つ目の道路の寸断に対応する避難網や輸送網の確保ということですがけれども、県道それから国道、これは分かりました。いつも私たちが使っている道路です。ただ、寸断した場合ということですがけれども、これは3番にも関係してくるんですけども、例えば寸断されて逃げられないというときに、広域避難ということで高山市や下呂市にお世話になるということにしても、飛騨市の跡津川断層というのは飛騨市の真ん中を横たわっていますよね。そうしますと、この能登半島の地震による震度は、飛騨市は震度5弱だったんですけども、震災の基準で言いますと5弱と5強でこの間が大きな災害が起きるかどうかの分かれ目と言われていていますよね。そうしますと、跡津川断層が大きな亀裂が起きるといようなときには震度6ぐらいということになりますと、同時に高山市も同じような被害があるのではないかと思うのですが、そうした場合に広域避難というのは果たして現実的かなと思うんですけども、どうお考えになりますか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず跡津川断層の場所ですがけれども、飛騨市の真ん中を走っているという状況にはありません。実際には河合町の小鳥川沿いと神岡町の北部の跡津川沿いにできております。前回の発生は1858年と認識しております。約2,300年周期で動いていると言われ、あと2,000年は発生しないと言われていますが、古文書の記録によりますと1800年代の地震の際は、古川町、高山市、下呂市は被害はなかったということが記録されています。一方、壊滅的な被害がありましたのが河合町の小鳥川沿い、そして神岡町の跡津川沿いということで、神岡町の南部のほうも大きな被害はなかった

という、これは古文書の記録ですのでどこまでかというのは分かりませんが、これについては岐阜県の公式ホームページの跡津川断層の被害について書かれています。

このような意味で、跡津川断層地震が仮に発生した場合も高山市、下呂市への広域避難・搬送はある程度期待できるものと認識しております。そのほかに孤立が発生するというのは大前提として整備をしています。その際には、救援が来るまで1週間程度は自力で頑張る。その後、県、国の自衛隊等の救援を待つ。このような形で計画を作成しております。

○13番（籠山恵美子）

危機管理監は専門ですから、私なんかと言うまでもなくいろいろなことを知っておられると思うんですけども、やっぱり市民目線で考えますと、1月1日の能登半島の地震ってものすごくショックなんですよね。要するに何百年あるいは1,000年の幅で何もなかったとはいえ、例えば能登半島の地震だって、専門家も予想していなかった、予想外だったということをおっしゃっていますよね。そうすると、今の気候危機、それから温暖化だけではないですよね。地球の形態が変わっている。そういうことから言うと、いつ何が起きてもおかしくないというのはどの専門家もおっしゃっています。

やはり一市民としては、本当に備えあれば憂いなしと言っても、いつ来るか分からない自然災害ですけども、それに備えた避難計画なりいろいろな対策を取るというのは人の力でできるわけですよね。これは自然が避難計画を教えてくれるわけでもありません。やっぱり人間の知恵で準備をしていくということで、そういう意味で能登半島は見直しが大変遅れていて、それが初期初動に大きなリスクを背負ってしまった。能登半島の地震は、社会や行政の備え方が不十分だったために被害が大きくなってしまったと震災の専門家が指摘しております。そういうことで言いますと、やはりいろいろな場面、いろいろな想定外を設定して準備しておくことというのは大変大事だと思うんですね。

先ほど4番のところで地域の防災、これにも述べられまして、防災士の協力がやっぱり不可欠だということは大変よく分かります。私たちの連合区では2年前から女性防災士が中心になって、授乳する女性をどういうふうな避難をさせるか、場所をどこにするかとか。それから高齢者あるいは家の中で飼っているペットを連れ込んだときに、2階建ての公民館があったらどこがいいのかみたいなことをリードして比較してくださって、やはり地域みんなで知恵を出し合って、その地域に合った避難計画を立てているということも大事だと思います。でも、やはりそれを誘導してくださる、啓発してくださるのは行政の力だと思いますので、こういう地域の自主防災組織への周知徹底とか協力の呼びかけ、こういうものが具体的にこれから大事になってくると思うのですが、その辺りはいかががお考えでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

いっぱいご指摘をされましたので順番にお答えしていきますと、まず想定外をなくすということは非常に大事であると認識しています。こういう意味で、飛騨市の断層帯について令和2年から令和4年にかけて全て調査いたしました。これは富山大学と共同して調査いたしました。飛騨市にはそのほかに4つの断層があることが見つかり、数河断層、太江断層、稻越断層、畦畑断層

があるということが分かりました。これは国・県の計画には載っていません。飛騨市が独自に調査して調べたものです。幸いにも、いずれも300年以内に発生する確率はほぼゼロ%ということで、最大被害の想定跡津川地震を対象にして防災計画を作成しても問題がないということを理解しています。

次に、地域での協力についてということで、授乳の方、これは赤ちゃん防災士のことを言われていると思いますが、女性目線での防災活動あるいは声かけ、そして地域での協力、先ほど申し上げました見守りネットワークについてもまさにそれで、高齢者の方、障害をお持ちの方をいかに助け合って福祉避難所に避難させるかということも実際に始めておりますし、昨年度、今年度の防災訓練でも実際に要介護の方に避難いただくということもしています。これを市全域に逐次広めていくように計画をしております。また、区長会それから民生委員の会議に私全て出席をして、その必要性、実施要領、個別の避難計画の作成について講演をして防災意識の高揚等に努めている次第です。今後も引き続き実施してまいります。

○13番（籠山恵美子）

一時避難はもちろん、市が指定する避難所のありようですけれども、私たち議員が毎年市民との意見交換会というのをやりますと必ずこの災害のことが出てきまして、特に一時避難所での設備の拡充というか、設備の充実という要望が出ます。発電機をはじめいろいろなことが出ます。こういうのはしっかりと全区域の一時避難所の装備する避難設備というのは同じように整備されているのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

区の防災体制あるいは防災備蓄品の整備につきましては市から補助金を出して援助をしております。具体的には総額の3分の1、上限15万円を各行政区からの防災備蓄品、今議員がおっしゃられた発電機。そのほかに一番多いのは消防用のホース、口金、消火栓の整備などが申請として各行政区から毎年あがってきております。そのほかには、防災訓練の計画や実施では2分の1を上限として5万円の補助をするなど、自主防災組織の防災体制強化については区長会の折にも「こういう補助金あります。使ってください。」という説明を毎回しております。このような形で各行政区等がそれぞれ計画をして、地域特性に合った防災体制を整備していると認識しております。

○13番（籠山恵美子）

昨日も上ヶ吹議員の質問でもありました地下の水道管、これは2月22日付けの中日新聞でも社説で大きく取り上げておりましたけれども、この水道管の耐震化というのは、やはり能登半島地震でいまだ2か月以上たっても水道が届かない集落に2万人避難されているというような記事を読みまして大変心配なんです。これは本当にライフラインですから、人間の命に関わる大事なことなので、この辺りの計画は進んでいるのかということと、それから地域の自主防災組織でこの備品は整備するということでしたが、3分の1の15万円というのは十分そういう避難設備が充実するに足る補助額なのでしょうか。何か大丈夫かなと思うんですけど。これで大体整備は進んでいるということですか。各地域それぞれ自分のところの区費も当然持ち出すんでしょうけ

れども、もっとこれを増やしてくれという要望は出ていませんか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

補助金のことにつきましては、各区長からは増やしてほしいという意見は今のところありません。ただ、年15万円ですが、それを計画的に更新していけばそれぞれそれなりの防災体制ができているということで認識をしております。なお、水道管のことについては所掌していませんので、今のところはお答えできません。

□環境水道部長（横山裕和）

水道管のことについてお答えいたします。昨日、上ヶ吹議員にもお答えしたところでございますけれども、飛騨市水道ビジョンにおきまして、水道の強靱化ということでうたっております。その中で水道の施設の耐震化、水道管の耐震化等も重要であるということで位置づけておりますが、昨日お話ししたとおり現在最重要課題として取り組んでおりますのが古川地区の高野配水池の耐震化、神岡地区の梨ヶ根浄水場の耐震化を最優先として取り組んでいます。これはやはり施設の重要性ということで、壊れた場合に最も影響が大きいところということでそちらを優先的に進めながら、管路につきましては老朽化や重要性などを考慮しながら順次進めていく計画でございます。

○13番（籠山恵美子）

それでは最後に危機管理監に伺いたいと思います。元日の能登半島地震の影響で、神岡町のKAGRAに不具合が起きましたよね。これもとても心配なんですけれども、要するに地下の坑内を活用した事業ですから、私素人ですけど、こういういっぱい穴の空いているところが震災によって起こす影響というのはいかがなものだろうと。新聞報道によりますと、このKAGRAは能登半島地震のときに地下は震度3だったそうですが、それでも不具合が起きてしまいました。いまだに動かせないということで、共同観測期間が終わる来年1月までの参加には間に合っていないということが報道されています。同じ飛騨市内の神岡町での出来事ですから東京大学宇宙線研究所に任せておけばいいとは思いませんし、その辺りで分かっている情報がありましたら市民みんなで共有したいと思います。神岡町の地下岩盤は頑強だと昔から言われておりまして、SNSなどではかつて核実験の坑内利用の適地としてここがいいんだなんていうのも流れていた時期がありましたけれども、実際にはそうではなかったということが証明されたわけですね。ですからこういうことについても行政のほうで掴んでいる情報があったらぜひ教えていただきたいと思います。

そして飛騨市にも押し寄せているDX化、効率化、こういう波ですけれども、私はこれは災害にはやはり弱いものではないだろうかと思っています。地震災害がより現実的なものとなった今、防災計画の全面見直しを早急に始めるべきだと思いますので、最後にもう一度ご回答をお願いいたします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□危機管理監（高見友康）

まず神岡町の地盤でありますけれども、思っている以上に強固なものだと認識しております。私2年前に着任した当初、神岡町の市街地の状況を見て非常に驚いたのですが、地質等を確認した結果、非常に強固な岩盤でできているということは確認をできました。一方で、その岩盤の中に人工物を造った場合は不具合を起こすものであると認識しております。例えば元旦の地震の際、市内のエレベーターはほぼ全て停止いたしました。これはやはりそういう造りになっているし、人工物上弱いものであると認識しております。一方でその岩盤が崩れるかどうかというのは、そういう構造計算に従事しておりませんでしたので何ともお答えようがありません。次に、DXにつきましては、そういうご質問の趣旨で捉えていませんでしたので今の段階では何ともお答えようがないというのが答えになります。ご理解いただきたいと思えます。

△市長（都竹淳也）

少し情報を補足したいと思えますが、KAGRAの話は研究所の責任者から正月に説明へいらっしゃったときに少し伺ったんです。地下の空洞というのは大体震度からマイナス3くらい。震度5なら地中は震度2くらいということで、大体そのぐらいの揺れになるそうです。なので、地中でも揺れないわけではないということだったのですが、壊滅したとかそういうことではなくて、KAGRAというのは太陽からここまでの時空のゆがみを見るわけですので、ものすごく精細なものです。サファイアの鏡がありまして、そこに3キロメートルの光線を打って戻ってきたものでやるのですが、鏡は我々の計算できないぐらい動いただけでも観測できなくなる類のもので、計算で調整するのですが、計算でしきれなかったと。なので物理的にちょっと角度を修正するしかないという話です。とても精細なものなので、坑道の中が崩壊しているとか崩れているとかそういう類の話は全然なくて、計算でできるところがそれ以上にゆがんでいるというお話を伺いましたので、私どもとしてはそんなにKAGRAのところで大きな被害が起こったとは捉えていないということです。

それから岩盤の話ですが、今ちょうどハイパーカミオカンデの地下空洞を掘っているんですけど、あれだけの世界最大の地下空洞を、普通だったら穴を掘れば上からどすんと落ちるのですが、ものすごく硬い岩盤なので、ボルトは随分こうやって入っているのですが支え合って崩れないんです。そういう仕組みになっていて、それが岩盤が強固だということなので、今回ぐらいの規模であって、スーパーカミオカンデの実験には影響が出ていないので、その辺りでの耐久性はある程度これから分析もされると思えますが、そんなにすごく心配したことではないのかなと思ながら話を伺ったということだけ申し上げておきたいと思えます。

◎議長（井端浩二）

籠山議員、次の質問に入るようでしたら休憩に入りたいのですが、どうですか。

○13番（籠山恵美子）

私は結構でございます。

◆休憩

◎議長（井端浩二）

では質問の途中ですが、暫時休憩とさせていただきます。再開を午後1時とさせていただきます

す。

（ 休憩 午後0時02分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き籠山議員の一般質問を続けます。

○13番（籠山恵美子）

2つ目の質問に入ります。介護保険第9期計画の市民生活への影響を質問いたします。

2000年に開始された介護保険は、今回9回目の計画期間を迎えております。介護保険制度は3年ごとの保険料改定で、この23年間には第1号被保険者、第2号被保険者とも2倍を越す大幅な値上げとなっております。物価高騰など市民生活の状態が悪化する中で、高過ぎる保険料や利用料を引き下げることが切実な問題となっております。制度の現状と対策を伺います。

まず1つ目に、訪問介護サービスの基本報酬が4月から引き下げられます。国が言うその理由はどう見ても理屈が立ちません。介護報酬の事業の中で訪問介護が最も利益率が高い。だから基本報酬を下げ、処遇改善加算で上乘せせよというのが厚生労働省の理屈です。市の見解はいかがでしょうか。訪問介護が最も利益率が高い状態なのでしょうか。伺います。

2つ目に、在宅介護に不可欠な介護ヘルパーの不足は、基本報酬の引き下げによってさらに悪化します。事業所の廃業・倒産、これにつながる危険性があります。昨日、住田議員の質問・答弁の中で本当に人手不足だというのがよく分かりましたが、指をくわえて待っているわけにはいきません。市独自の新たな支援策は考えているのか伺います。

3つ目に、介護分野の支援策は数多く用意されております。たくさんあります。その実績と傾向はどのようなものか伺いたいと思います。

4つ目に、家族介護応援手当、これを増額するなどの手厚い生活支援なしには在宅介護にも頼りません。家族介護応援手当の増額はもう不可欠です。介護家族を今こそ救済すべきであると思います。市の考えを伺います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

1点目の訪問介護基本報酬の引き下げについてお答えします。

介護基本報酬については、厚生労働省の所管である社会保障審議会介護給付費分科会で審議され、厚生労働大臣が決定するものです。訪問介護基本報酬について同分科会各種資料からの推測とはなりますが、令和4年度決算における全介護事業所の利益率はプラス2.4%であった中、訪問介護事業所についてはプラス7.8%と十分な黒字を確保していると判断され、また、ヘルパーに対する処遇改善の加算率の引き上げをほかのサービスより手厚くしていることから、経営状況やサービスごとの職種の勤務状況などを総合的に勘案した判断と思われまます。

この結果については、全国の事業所を対象としているものであり、当市のような山間地で訪問回数が決して多いとは言えない事業所がそのまま当てはまるものであるかは疑問です。まず、ヘルパー人材が集まらないということは、人件費が減少し、利益率が高く見えているという疑問もあります。また、そのような中でも、過疎地域の事業者は利用者への訪問も時間がかかり、集合住宅等が多い都市部と比べ非効率な事業運営を強いられる面もあります。今後とも、事業所の運営状況の把握に努めるとともに、課題があればどのような対策や支援が必要なのかを検討したいと思います。

2点目の介護ヘルパーへの支援策についてお答えします。

市内社会福祉法人における訪問介護事業所の収支差額は黒字であることを確認しておりますが、ヘルパー不足は当市においても深刻な問題であり、市内利用者からのニーズはあるものの、それらを十分に受け切れていない現状があります。

市独自の支援としては、ヘルパー人材を増やす支援として初任者研修、入門的研修による成り手の拡大、訪問介護に特化したパンフレット作成による事業所や職種のPRを行っています。また、事業者の経営に資する支援として、移動対策助成金による集落が分散している地域への訪問支援や、機能分化の推進として家事などの生活援助を支えあいヘルパー養成講座を受講した基準緩和ヘルパーにタスクシフトさせ、訪問介護事業所のヘルパーにある程度報酬が見込め、専門性が必要な身体介護へ注力していただくような方策も実施しています。これらを継続しつつ、新たな支援策として、社会福祉連携推進法人共創福祉ひだにおいては、訪問介護経営の現状の分析も並行して実施しており、インフォーマルサービスを含め市全体のサービスについて支え合いの風土を大切にしながら事業所のニーズにも対応していきたいと思っています。

3点目の介護分野への支援策の実績と傾向についてお答えします。

令和5年度介護人材確保策の実績は、事業所向け8事業、個人向け6事業の計14事業に対し、57件、938万4,000円の執行見込みです。

主な支援実績としましては、夜勤職員の処遇改善のための特養等夜勤者処遇改善臨時交付金が14事業所で279万4,000円、介護サービスを効率的に行える体制のための有用介護器具等導入促進事業が2事業所で94万2,000円、U・Iターン就職奨励金が6名で60万円、介護福祉士の資格取得を目指す学生の家賃を支援する介護福祉士資格取得修学生家賃補助事業が1名で23万4,000円、外国人介護人材については外国人介護福祉士等就職準備金が5名で200万円、留学生の修学中の家賃を支援する留学生入学支援事業が4名で79万8,000円となっています。

慢性的に不足していた介護職員の確保のため、外国人人材の活用に取り組んできた成果が出てきたこともあり、令和5年度は外国人留学生5名が市内就業したため、申請件数のうち27件、約47%、478万2,000円が外国人人材に係る支援となっています。神岡町で外国人を受け入れた法人からは、特に必要であった夜勤のできる職員が確保できたとともに、その働きぶりに日本人職員が刺激され、職場が活性化したと聞いています。現在、古川町内に施設を持つ事業所でも外国人介護スタッフの確保の動きが出てきていることから、引き続き制度の周知、支援の継続を図ってまいります。

4点目の家族介護応援手当の増額についてお答えします。

このご質問につきましては12月議会でも同様の質問をいただいておりますので、回答が重複する

部分がありますがご容赦願います。

家族介護応援手当は、在宅で常に介護する方を介護の重要な担い手と位置づけるとともに、介護事業所の負荷を軽減している面もあることから、在宅介護を支えていただく方々へ月1万円を支給する本市独自の手当となっており、最新の1月実績では96名の方へ3か月分として計279万5,000円を支給しています。

昨今の物価高騰の際には、国の交付金を利用した追加支援として令和4年度は月5,000円の増額を行い、今年度につきましては1万5,000円分の灯油券を配布する対象としました。しかし、手当の増額につきましては市単独ということもあり、限られた財源の活用となりますので今後も慎重に検討する必要があると考えております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○13番（籠山恵美子）

飛騨市の様子が随分見えてきました。まず1番目の説明ですけれども、何と言っても厚生労働省がとんでもない判断をして引き下げているなということですから、全国で今いろいろな団体がこれに抗議の運動をしたり、厚生労働省に押しかけていろいろやっていますよね。本当に大変だと思うんですね。

先ほど部長が説明された利益率のパーセンテージですけど、要するに訪問介護のところは7.8%の利益率で一番高いということですよ。なぜかと言ったら、先ほど部長の説明にも少しありましたけれども、やはり山間地のような隣から隣にすぐに行けるのではない、ぽつぽつとあるところに30分も時間をかけて移動しなければならない。その移動は収入にならない。そういう中で介護サービスをやるところと、都会のような住宅が密集している、あるいは病院に併設している移動の時間がほとんどないところで介護サービスをやるのとは全く違いますよね。そういうところが、全部ガラガラポンになって利益率は幾らだと言ったら訪問介護が一番利益率が高いじゃないかと。だったらまず基本収入を減らしましょうということですから、本当に許せないと思います。

大体働くヘルパーたちの気持ちが萎えてしまいますよね。普通のサラリーマンだって基本給が、家族手当とか何とか手当をぽつぽつといっぱいつけて、その代わりに基本給をどんと下げるなんということをやっていたら、結局は基本給がボーナスやなんかの物差しになるんですから、全体のサラリーマンの収入は減ってしまうということですから誰も喜ばないです。それを一番人が不足していて、しかも求められている分野の介護サービスの事業にこういうやり方を入れ込んでくるといのは許せないという思いがしますけれども、飛騨市としてはこのことについて県の部長会議とかあるいはみんなで国に要望を上げようという動きはないんですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

先ほども申しましたように令和6年4月から基本報酬の改定が行われますので、今ほど話をしましたようにもし過疎地でそういったところがたくさんあるようでしたら、そういった会で国へ要望するとか、そういったことはしていきたいと思っておりますけど、まだ始まっておりませんのでちょっと様子を見させていただきたいなということは思っております。

○13番（籠山恵美子）

4月から始まるものですからこれからどうなるかですけれども、基本的には全国的にもう既に廃業したり、倒産したりする事業所が増えているという報道ですから、いずれ飛騨市にもそういう波が押し寄せてくるのかなと大変心配でなりません。

今部長がおっしゃったのは、身体介護の支援から生活援助にシフトしていくというお話ですか。生活援助のサービスができるようなヘルパーになりやすい、そういうところをもっと増やしていくということでしたか。もう一度確認をしたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

十分ではないですけど、昨日の住田議員の介護難民という方はこのヘルパーについては生まれていないということです。古川町のほうでは介護のヘルパーと生活支援のヘルパーとうまくすみ分けができておまして、介護までという方ではなくて生活支援でいいところにはそういった形でのヘルパーが行っていらっしゃるということで、うまくその機能分化がされているということです。神岡町のほうを昨年聞きますと、昨年秋には非常に窮屈だったということで、新規の申し込みも断っていたという話もありますが、そこをケアマネージャーのほうでしっかりその方を見て、本当に介護のヘルパーが必要なのかということを見極めた上で、社会福祉協議会のあんきねっとという生活支援をやっている事業があるんですけども、そちらのほうで大丈夫な方はそちらへ誘導するという形で、今は苦しいことは苦しいんですけど何とか回っているという話はお聞きをしているところです。

○13番（籠山恵美子）

3つ目の支援策のことですけれども、確かに今回配られた資料に本当に介護事業に関する支援策はたくさんありますよね。それでも一生懸命行政も努力されて何とか人を集めよう、介護事業を順調に進めようということでのいろいろなことやってきたんだと思うんですよね。学生向けの支援、それから外国人を求める支援はいっぱいあります。

今お話伺ったら、外国人実習生あるいは留学生を対象にした人手の足りないところを外国人に助けてもらおうという考え方でちゃんと就労についてもらうということはとても大事なことですし、そのためにも飛騨市はダイバーシティをちゃんと確立していただいて、差別や偏見がなく、外国人でも私たちでも一緒にやっていける、手をつないでいけるような福祉事業になればいいなと思っています。ですので、なかなかその実績と言っても、相手がいるかないかで実績も変わってきますので、何とかさらに実績を上げていただきたいなと思います。

4つ目の家族介護応援手当ですけれども、他の高山市、下呂市からうらやましがられているのは、飛騨市は介護保険制度の財源の中でこれを作っているのではなくて、ちゃんと一般会計から福祉事業として手当をしていると。これを大変うらやましがられています。しかも対象になるのが短いんですよね。介護3以上、寝たきり15日以上ですか。ほかのところは3か月寝たきりが証明されないと介護手当を出さないとか、かなり条件の厳しいところもあるので、飛騨市は大変いいねとされています。この調子でお願いしたいです。

ただ、今、家族介護応援手当を96名の方に支給しているということですが、これはこの

家族が見てくださっているからいいんですよ。何とか回っているんですよ。この家族がとても仕事辞めていまで家で見れません、施設に入れてください、あるいはヘルパーに来てもらってくださいなんてことにみんながなったら、96名ですから100名近くヘルパーが不足するわけですよ。家族ですから当然なのかもしれませんが、夜まで必要なときには介護しているというこの家族のご努力を思えば1万円では足りないとは思っていますよ。ヘルパーをやっていたらもっと収入になるのではないですか。

ですから、この家族介護応援手当、これは当然のこのように寝たきり者を介護するわけですから、それに見合う手当として家族と言えども、きちんとそれなりの額にして払うべきだなと私は考えているんですけれどもいかがでしょうか。これは本当に考えていただきたいのですが。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

先ほど3か月で279万5,000円という話をいたしました。これに掛ける4をすると1,000万円を超えるような数字になってこようかと思えます。市単独でこの1,000万円というお金を出していくのはかなり厳しいというところで、何とか頑張ってお出ししているところであります。

令和4年度、令和5年度につきましては物価高騰の影響、あるいは原油高の影響もあつたりしたものですから特例という形で追加をさせていただいたところがございます。来年度はとりあえず現状に戻すという形での1万円ということで予算計上をさせていただいておりますが、ここは新たな物価高騰に替わる会議として市民生活経済状況共有会議というのを新年度から始める予定にしておりますので、またその中で市民の皆さん、介護をしていらっしゃる方のお宅の状況ですとか、そんなものを判断しながら検討していまいたいと思えます。

○13番（籠山恵美子）

時間が足りなくなつたので、よろしくお願ひします。

3つ目の質問に移ります。子育て環境の負担軽減を求めるということで質問いたします。

少子化対策は言うまでもなく、今子育てが本当に大変です。物価高騰が長きにわたる中で緊急に求められるのが、安心して子育てできるよう教育費をはじめとした様々な負担の軽減です。よって、次の施策の見直しを求めて、市の考えを伺いたいと思えます。

まず1つ目に、子ども医療費助成制度を18歳まで完全窓口無料に見直していただきたいと思えます。

各医療機関によって誤解やトラブルとなっている高校生の償還払い、もはや18歳まで全てを窓口無料と徹底して、安心して利用できる制度に改善していただきたいと思えます。国は地方自治体が医療費助成をすると、国民健康保険の国庫負担を減額するというペナルティーがあるんですよ。調整措置と言いますが、このペナルティーが新年度から18歳未満までを対象に廃止することを正式決定いたしました。これまでペナルティーを回避するために償還払いとしていた多くの自治体があるんですけれども、安心して窓口無料にできるんです。ぜひ、飛騨市も改善して、安心して18歳まで病院に行ったら窓口でお金を払わなくてもいい、そういう制度に全部をしていただきたいと思えます。

2つ目に、給食費の値上げをやめる。

物価高騰によって4月から値上げが予定されています。生活が苦しい子育て家庭にとって、この値上げは傷に塩を塗る行為そのものであります。財源をきちんと確保し、値上げをやめることを求めたいと思います。

3つ目に、放課後児童クラブなど学校業務のアウトソーシングを見直していただきたいと思います。

利益を生まないこれら学校業務をなぜアウトソーシングなのか、私は甚だ疑問です。民間のノウハウを活用と言いますが、それは何なのか。利益にならない学校業務に特別なノウハウを民間は持っているのか。公共サービスの提供、これも一体どういうことなのか。たくさんの疑問に納得いくまで答えていただきたいと思います。

私は、子供たちにとってのこれらの最善策は市直営にほかならないと考えております。市の説明を求めたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

1点目の乳幼児医療助成制度についてお答えします。

高校生世代の医療費助成制度は令和2年4月から開始され、当時、飛騨地域では初の施策でありました。当初から、医療機関窓口で一旦医療費を支払っていただき、後日市役所にて払い戻しの手続きをしていただく償還払いにより運用をしているところです。今日では高山市や下呂市においても高校生世代の医療費助成制度が開始されていますが、飛騨市とは異なり、窓口無料の取り扱いとなっています。

こうしたことから、窓口無料の取り扱いについて市民の声があることは承知していますが、償還払いの取り扱いから変更しない方針としています。その理由といたしましては、医療費の負担を通じて様々なことを学ぶ大人の準備期間である高校生世代に対して、子ども医療費助成制度は税金や健康保険などの保険料によって負担されていることを実感していただき、併せて税の使途や制度維持のためにどういった行動が必要なのかなど知る機会、考える機会のきっかけとして飛騨市で健やかに成長してもらいたいと考えているためです。

なお、毎年3月に中学校を卒業するお子さんがいる世帯に高校生世代の医療費助成制度についての案内を送付していますが、今年度においては「高校生世代も、実は医療費がかからないって本当？」というタイトルのチラシを同封し、子ども医療費助成制度と、その医療費負担の仕組みなどの周知広報に努めております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

◎議長（井端浩二）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

私からは、2点目の給食費の値上げについてお答えします。

昨今の物価高騰の影響から、令和4年度には6月に、令和5年度には当初予算及び9月補正予

算にて物価高騰対策費として一般会計予算から給食費特別会計に食材費の補填を行ってまいりました。しかしながら物価高騰は収まる様子もなく、やむを得ず令和6年度の給食費の改定について検討を進めてまいりました。

改定に当たりましては、11月から12月に市内小中学校の保護者の皆様に対して令和6年4月からの給食費改定の案と説明文を配布し、インターネットによる意見の聴取を行ったところです。結果として43件のご意見をいただき、中には家計への影響に言及されるご意見もございましたけれども、給食費の改定に反対するご意見はございませんでした。それよりも「折からの物価高騰の状況から給食費の改定は仕方ないが、給食の質を上げてほしい。成長期の児童・生徒に必要な栄養を確保してほしい。」という意見が多く、給食費の改定についてはご理解いただけたものと考えております。なお、このような意見やご要望については給食日よりなどで回答をさせていただいているところであり、今後も引き続き給食の質の向上や栄養の確保に努めてまいります。

籠山議員からは、今までも再三、給食費に関するご質問いただいておりますけれども、給食費の支援を子育て支援方策の1つとするならば、必要とする支援と、支援すべき対象者を的確に見極め、そこに当てはまる支援策を講じるという市の方針は今後も変わることはございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、3点目の放課後児童クラブのアウトソーシングの見直しについてお答えします。

来年度から実施のアウトソーシングは、学校管理業務のうち児童生徒支援員、学校図書館司書、校務員、放課後児童クラブ運営の4つの業務について行うものです。アウトソーシングのメリットの1つは人員確保です。これまで各業務において欠員が発生した場合は、市役所総務課を通して公募をかけ選考し、新たな職員を配置してきました。しかし、ここ数年は公募するものの応募が少なく、時には全く応募がない状況が続き、2名配置すべきところを1名で業務を行わなければならないなど、職員への負担が大きくなるケースがありました。また、放課後児童クラブを利用する児童は年々増加傾向にあり、特に夏休みなどの長期休業日には事前利用申請では100人を超える登録者があり、そのための指導員を確保したり、配置を調整したりすることに苦慮しているところです。

今回、業務委託の実績がある事業者を公募型プロポーザルにより選定し包括的に業務を委託することで、夏休みなどの長期休業日には業務がない児童生徒支援員や学校図書館司書の方が放課後児童クラブ指導員として業務に就くことも可能となります。さらに、放課後児童クラブ教室は日によって時利用する児童数に増減があるため、利用状況によって他の教室から指導員を配置するなど、利用する児童数に応じた適切な指導員の配置ができ、より安心・安全な放課後児童クラブの利用につながります。このような柔軟な対応は、従来の会計年度任用職員の制度ではできなかったことです。

また、受託事業者には全国各地での業務実績があるため、そのノウハウを活用することができます。例えば業務別にミーティングを行い、業務に必要な情報を速やかに共有し従事者同士の連携を強化したり、様々な小さな課題を早めに解決したりすることができます。そのほか事業者専属の講師による研修もあり、業務の質の向上につながっていきます。また、時には急な欠員が生じる場合がありますが、飛騨市営業所には3名の職員が常駐する予定で、日頃から各現場を巡回し、各業務の習得にも努めますので、突発的な欠員にも対応できる見込みです。さらに、学校行

事等の一時的な増員等にも対応が可能となります。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

○13番（籠山恵美子）

3番のアウトソーシングの問題は新年度予算にも出てくるので、そこでしっかりとやりたいと思います。ただ、骨格だけちょっと教えてください。外部委託する民間、株式会社共立ソリューションズという名前の企業だとお聞きしましたが、これにはどういう実績があるんですか。この民間に委託したら人材がしっかり確保できる根拠は何ですか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

今の受託業者は各地で実績を持っておりまして、昨年議員にもご覧いただきましたけども、美濃加茂市で放課後児童クラブの様子を見ていただきました。そのような実績が数々ございます。人員が確保できるということは、応募した時点で人員を確保しますということで選定をさせていただいておりますので、人員は確保できるものと思っております。

○13番（籠山恵美子）

1番、2番の問題ですけれども、なぜ高校生が償還払いかというのは、最初にこれをスタートしたときに市長にしっかりお聞きしました。やはりその年代になったら社会性を身につけてほしいという、大まかに言うとそういうことですよ。それはそれで私もずっと理解しておりましたが、今なぜトラブルになるかということ、高山市内のお医者さんにかかったときに、窓口業務の病院のスタッフが飛騨市の償還払いをちゃんと理解していない。だから飛騨市はやっていないよと突っぱねられてしまう。そういうことで泣き寝入りしてしまったというケースが結構あるんですよ。驚きました。

飛騨市の条例に「乳幼児子供医療助成制度」って書いてあるんですけども、全国は「子ども医療費助成制度」なんです。18歳までが子供ですから。お母さんがそんなはずないのになと思ってホームページを開いたら「乳幼児医療制度」で、じゃあ高校生は駄目なのかなとなってしまいうケースが結構あるんですよ。これではまずいなと。どんなに理念がよくてもそれが実際に助成することになっていないのであれば本末転倒だろうなと私は思うので、今度高校生にもチラシを配るということでしたから、高校生自身それからその保護者がしっかり理解して利用してくれればいいと思うんですけども、お願いします。

それから給食費の値上げですけど、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というものがありましたけど、今これが物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金に組み替えられまして、飛騨市は1億618万円が令和5年度に入っています。そのうち新年度への繰り越しが1,000万円。この中身は選りなさいと。子供の給食の値上げに使いなさいと国が推奨しているんですよ。これを使ったらどうですか。教えてください。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

繰り越す分は本当にごくわずかでありまして、追加の交付があるかどうかというのはまだ議論

されておられません。ただ、推奨メニュー一つもたくさんありますので、全部やると足りません。推奨メニューに入っているから使うという話にはならないというのがこの交付金であるということをご理解いただいて、飛騨市として必要があるものにきちんと充てていくという方針は堅持してまいりたいと考えておりますので、今後国の補正予算で物価高騰、あるいは様々な交付金が出てくることがあれば、定期的にやっております市内の情報共有会議を通じて定点観測した情報を元に、しっかりとどこが弱いのか見極めて対応を取っていきたいと思います。

○13番（籠山恵美子）

時間がないので、続きはまたの機会にやりたいと思います。これで質問を終わります。

〔13番 籠山恵美子 着席〕